

(前部霧灯)

第30条 平成17年12月31日以前に製作された自動車については、保安基準第33条の規定並びに細目告示第43条、第121条及び第199条の規定にかかわらず、次の基準に適合するものであればよい。

- 一 自動車の前面には、前部霧灯を備えることができる。
- 二 前部霧灯は、次の基準に適合するものでなければならない。
 - イ 前部霧灯の照射光線は、他の交通を妨げないものであること。
 - ロ 前部霧灯は、イに規定するほか、前条第1項第1号ハ及びニの基準に準じたものであること。
- 三 前部霧灯は、前号に掲げた性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けられなければならない。
 - イ 前部霧灯は、同時に3個以上点灯しないように取り付けられていること。
 - ロ 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車に備える前部霧灯は、その照明部の上縁の高さが地上0.8メートル以下であって、すれ違い用前照灯の照明部の上縁を含む水平面以下(大型特殊自動車、小型特殊自動車及び前条第1項第1号イ括弧書の地方運輸局長の指定する自動車に備える前部霧灯でその自動車の構造上地上0.8メートル以下に取り付けることができないものにあつては、その照明部の上縁がすれ違い用前照灯の照明部の上縁を含む水平面以下となる取り付けることができる最低の高さ)、下縁の高さが地上0.25メートル以上となるように取り付けられていること。
 - ハ 二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車に備える前部霧灯は、その照明部の中心がすれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面以下となるように取り付けられていること。
 - ニ 前部霧灯の照明部の最外縁は、自動車の最外側から400ミリメートル以内(大型特殊自動車、小型特殊自動車及び前条第1項第1号イ括弧書の地方運輸局長の指定する自動車に備える前部霧灯でその自動車の構造上400ミリメートル以内に取り付けることができないものにあつては、取り付けることができる最外側の位置)となるように取り付けられていること。ただし、前条第1項第2号イただし書の自動車及び前条第1項第5号の自動車に備える前部霧灯にあつては、この限りでない。
 - ホ 大型特殊自動車(ポール・トレーラを除く。)及び小型特殊自動車以外の自動車に備える前部霧灯の照明部は、前部霧灯の中心を通り自動車の進行方向に直交する水平線を含む、水平線より上方5度の平面及び下方5度の平面並びに前部霧灯の中心を含む、自動車の進行方向に平行な鉛直面より前部霧灯の内側方向10度の平面及び前部霧灯の外側方向45度の平面により囲まれる範囲においてすべての位置から見通すことができるように取り付けられていること。
 - ヘ 前部霧灯の点灯操作状態を運転者席の運転者に表示する装置を備えること。

ト 前部霧灯は、イからへまでに規定するほか、前条第1項第2号ハの基準に準じたものであること。

2 次の表の上欄に掲げる自動車については、前項の規定のうち同表の下欄に掲げる規定は、適用しない。

自 動 車	条 項
一 平成17年12月31日以前に製作された自動車	第3号ニからトまで

3 次の表の第1欄に掲げる自動車については、第1項の規定のうち同表第2欄に掲げる規定は、同表第3欄に掲げる字句を同表第4欄に掲げる字句に読み替えて適用する。

自 動 車	条 項	読み替えられる字句	読み替える字句
一 昭和35年9月30日以前に製作された自動車	第3号ロ	前部霧灯は、その照明部の上縁の高さが地上0.8メートル以下であって、すれ違い用前照灯の照明部の上縁を含む水平面以下(大型特殊自動車、小型特殊自動車及び前条第1項第1号イ括弧書の地方運輸局長の指定する自動車に備える前部霧灯でその自動車の構造上地上0.8メートル以下に取り付けることができないものにあつては、その照明部の上縁がすれ違い用前照灯の照明部の上縁を含む水平面以下となる取り付けることができる最低の高さ)、下縁の高さが地上0.25メートル以上となるように取り付けられていること。	前部霧灯の照射光線の主光軸は、前方25メートルにおける地面からの高さが1.2メートルを超えないこと。

<p>二 昭和50年3月31日以前 に製作された自動車</p>	<p>第3号ハ 第2号ロ</p>	<p>前部霧灯は、その照明部の中心がすれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面以下となるように取り付けられていること。</p> <p>前部霧灯は、イに規定するほか、前条第1項第1号ハ及びニの基準に準じたものであること。</p>	<p>前部霧灯の照射光線の主光軸は、前方25メートルにおける地面からの高さが1.2メートルを超えないこと。</p> <p>前部霧灯は、イに規定するほか、前条第1項第1号ハ及びニの基準に準じたものであること。この場合において、前条第1項第1号ハ中「の灯光の色は、白色又は淡黄色であり、そのすべてが」とあるのは「(その照射光線の主光軸が前方30メートルから先の地面を照射するものに限る。)の灯光の色は、走行用前照灯の灯光の色と」と読み替えるものとする。</p> <p>中心がすれ違い用前照灯の照明部の中心を含む水平面以下</p>
<p>三 昭和35年10月1日から 平成17年12月31日までに 製作された自動車</p>	<p>第3号ロ</p>	<p>上縁の高さが地上0.8メートル以下であつて、すれ違い用前照灯の照明部の上縁を含む水平面以下(大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車、小型特</p>	

	<p>殊自動車及び前条第 1項第1号イ括弧書の地方運輸局長の指定する自動車に備える前部霧灯でその自動車の構造上地上0.8メートル以下に取り付けることができないものにあつては、その照明部の上縁がすれ違い用前照灯の照明部の上縁を含む水平面以下となる取り付けることができる最低の高さ)、下縁の高さが地上0.25メートル以上</p>	
<p>4</p>	<p>平成17年12月31日以前に製作された自動車については、第1項第2号イの規定にかかわらず、前部霧灯は、次の基準に適合する構造とすることができる。</p> <p>一 光度は、 1万カンデラ以下であること。</p> <p>二 照射光線の主光軸が前方40メートル（昭和50年3月31日以前に製作された自動車にあつては、 30メートル）から先の地面を照射するものは、その自動車のすれ違い用前照灯を点灯している場合には、点灯しない構造であること。</p> <p>三 照射光線の主光軸は、下向きであること。</p> <p>四 照射光線の主光軸（昭和50年3月31日以前に製作された自動車にあつては、前方30メートルから先の地面を照射するものに限る。）は、自動車の右外側線より右方の地面を照射しないものであること。</p>	<p>4</p>
<p>5</p>	<p>平成19年9月1日以降に指定を受けた型式指定自動車以外の自動車については、細目告示別添52 3.23の規定は、適用しない。</p>	<p>5</p>
<p>6</p>	<p>保安基準第33条第2項及び細目告示第43条第1項が適用される自動車のうち平成18年1月1日から平成21年7月10日までに製作された自動車については、細目告示第43条第1項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示(平成20年国土交通省告示第869号)による改正前の細目告示別添57に適合するものであればよい。ただし、型式の指定等を行う場合以外の場合にあつては、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示(平成20年国土交通省告示第869号)による改正前の細目告示別添57 4.9.の前段規定中「スクリーン(別紙1参照)上の配光特性は表2の要件を満たすものとする。」とあるのは「スクリーン(別紙1参照)</p>	<p>6</p>

上の配光特性は表2の要件を満たすものとする。ただし、最小照度については、表2の配光表の最小照度の80%値、最大照度については、表2の配光表の最大照度の120%値まであればよい。」と読み替え、法第75条の2第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行

う場合にあっては、別添57 2.11.及び2.12.並びに4.3.中「(協定規則第37号に定めるもの)にあってはその標準光束、JISC7506で規定されたもの)にあってはその規格に定められた試験全光束、その他のもの)にあっては設計された光束)」の規定及び4.5.は適用しないものとし、別添57 4.3.中「標準電球又は定格電球」とあるのは「標準電球」と読み替えるものとする。

7 保安基準第33条第2項及び細目告示第43条第1項が適用される自動車のうち平成21年7月11日から平成25年7月10日までに製作された自動車及び国土交通大臣が定める自動車については、細目告示第43条第1項の規定にかかわらず、協定規則第19号第2改訂版補足第13改訂版5.、6.、7.及び8.の技術的な要件に定める基準に適合するものであればよい。ただし、型式の指定等を行う場合以外の場合にあっては、協定規則第19号第2改訂版補足第13改訂版 5.3.は適用しないこととし、協定規則第19号第2改訂版補足第13改訂版5.4.2.の規定にかかわらず、交換式電球の受金形状は、定格電球を使用する場合にあってはJIS規格C7709に定められた形状とし、定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状であればよいものとし、また、協定規則第19号第2改訂版補足第13改訂版6.の規定にかかわらず、最小照度及び最大照度は、協定規則第19号第2改訂版補足第13改訂版 11.3.5.の規定に適合するものであればよい。

8 保安基準第33条第3項及び細目告示第43条第2項の規定が適用される自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車を除く。)のうち国土交通大臣が定める自動車については、細目告示別添52 4.3.5.及び4.3.6.1.の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示(平成20年国土交通省告示第869号)による改正前の細目告示別添52 4.3.5.及び4.3.6.1.の規定に適合するものであればよい。

9 保安基準第33条第3項及び細目告示第43条第2項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成20年7月11日から平成23年1月10日までに法第75条の2第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合に適用する基準は、協定規則第48号第6改訂版6.3.6.1.1.は適用しないこととし、協定規則第48号第6改訂版6.3.5.の規定にかかわらず、協定規則第48号第3改訂版補足第3改訂版6.3.5.の規定に適合するものであればよい。

10 平成18年1月1日から平成23年2月6日までに製作された自動車及び国土交通大臣が定めるものについては、細目告示別添52 3.7.1.、3.22.及び3.23.の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示(平成21年国土交通省告示第771号)による改正前の細目告示別添52 3.7.1.、3.22.及び3.23.の規定に適合

するものであればよい。

- 11 保安基準第33条の2第3項及び細目告示第44条第2項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成21年7月22日から平成23年2月6日までに法第75条の2第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第48号第6改訂版の規定にかかわらず、協定規則第48号第4改訂版補足改訂版の規定に適合するものであればよい。12 保安基準第33条第3項並びに細目告示第43条第2項ただし書及び第3項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成21年10月24日から平成24年10月23日までに法第75条の2第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第48号第6改訂版の規定にかかわらず、協定規則第48号第4改訂版補足第2改訂版の規定に適合するものであればよい。
- 13 平成22年8月18日以前に製作された自動車及び国土交通大臣が定めるものについては、細目告示第43条第1項及び別添52 4.3.2.中「協定規則第19号第4改訂版補足第10改訂版」を「協定規則第19号第3改訂版補足改訂版」と読み替えることができる。
- 14 平成27年12月8日以前に製作された自動車及び国土交通大臣が定める自動車については、細目告示第43条第1項及び別添52 4.3.2.中「協定規則第19号第4改訂版補足第10改訂版」を「協定規則第19号第3改訂版補足第2改訂版」と読み替えることができる。
- 15 保安基準第33条第3項並びに細目告示第43条第2項ただし書及び第3項ただし書の規定が適用される自動車のうち平成24年11月18日から平成29年11月17日までに法第75条の2第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合については、協定規則第48号第6改訂版の規定にかかわらず、協定規則第48号第5改訂版の規定に適合するものであればよい。
- 16 保安基準第33条が適用される自動車は、当分の間、細目告示第43条第1項並びに別添52 4.3.2.、4.3.7.及び4.3.9.の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示(令和元年国土交通省告示第714号)による改正前の細目告示第43条第1項並びに別添52 4.3.2.、4.3.7.及び4.3.9.の規定に適合するものであればよい。